

第33回 大垣市景観遺産審議会

次 第

- ・ 日 時 令和2年8月18日（火）
9時00分から
- ・ 場 所 8階 大会議室

1. 開 会

2. 議 事

第1号議案 大垣市景観遺産及び大垣市景観自慢の指定について

3. その他

- (1) 新規同意取得物件について
- (2) 今後のスケジュールについて

4. 閉 会

大垣市景観遺産審議会 委員名簿

(順不同・敬称略)

	区分	名前	役職名
1	会長	みぞぐち まさと 溝口 正人	名古屋市立大学大学院 芸術工学研究科教授
2	委員	たかぎ あきよし 高木 朗義	岐阜大学工学部教授
3	委員	すずき たかお 鈴木 隆雄	大垣市文化事業団
4	委員	すぎはら しげあき 杉原 重明	元墨俣児童館館長 元墨俣歴史資料館（墨俣一夜城）館長
5	委員	たにくち たかやす 谷口 隆康	元郷土館館長

【設置根拠】

- ・大垣市景観条例（平成21年条例第4号）
- ・大垣市景観条例施行規則（平成21年規則第12号）

【任 期】

- ・令和元年6月17日から令和3年6月16日まで

今後のスケジュールについて

日 程	内容等
8月18日（火）	【第33回 景観遺産審議会】
9月～10月	【現地調査の実施】 現地調査実施、及び結果の取りまとめ
	【第34回 景観遺産審議会】 現地調査の結果報告 景観遺産、及び景観自慢指定候補物件の審議 市長への答申案の決定
10月下旬まで	(市長への答申、指定候補物件の同意取得)
11月上旬～ 中旬頃	【第35回 景観遺産審議会】 同意取得状況の報告、講評内容の確認等
12月中旬	(指定物件の議会報告)
令和3年1月頃	(指定及び公表)

《今後の取組み方針、及び課題等について》

景観遺産制度がスタートし10年が経過する中、今後、積極的な指定物件のPR、適切な保存・管理の推進、また、活用方法を進めていく事を、次のとおり、検討しており、今後、景観遺産指定物件の保存、及び利活用における手法についての課題整理に取り組んでまいります。

(1) 指定物件の状況等確認について

景観遺産の所有者に対し、毎年、意向調査を実施し、物件の管理状況等を把握しながら、支援制度の検討に生かします。

※景観形成事業補助金の対象物件の所有者に対し、補助制度の案内と最新パンフレットを送付済、今後、意向調査等を予定。）

(2) 景観遺産のPRの強化

景観遺産の周知については、職員ですら十分ではない為、取り急ぎ、部内電子回覧、また、フロアでの掲示物によるPRを実施。

今後、PRツール（インスタグラム、QRコード、グーグルマップ、パネル等の展示イベント既存アプリの周知、イベントの充実等）を増やし、継続的な周知に努める。

(3) 新たな景観遺産の発掘と他制度との連携

応募用紙配布のみでなく、他の制度との連携（指定文化財、特別保護樹、その他選定、顕彰制度との連携）による新たな発掘を検討

景観遺産・景観自慢の指定基準について

H28. 8. 31 審議会決定

1. 景観遺産・景観自慢の考え方

(1) 景観遺産

大垣市の近代化を支えた産業・文化等の近代遺産や、地域の歴史・文化の蓄積を感じさせる建造物などで、一定水準以上（原則基準点数以上で審議会委員の審議によるもの）の物件を景観遺産として指定する。

(2) 景観自慢

景観遺産の指定には至らないものの、地域住民に身近なものとして親しまれており、指定や顕彰によって景観まちづくりの機運が高まることや、保存や活用により景観遺産への移行が期待される建造物などで、一定水準以上（景観遺産の指定基準点数未満ではあるが、一定基準以上で審議会委員の審議によるもの）の物件を景観自慢として指定する。

2. 指定基準の考え方

(1) 意匠性・・・意匠的に優秀なもので、誰もが容易に見ることができるもの

- ・美しい、デザインが優れている、等と感じる景観を有しているもの
- ・公共空間から容易に見ることができ、立ち入ることができるもの

⇒見た目の良さを、主観的に評価

(2) 郷土性・・・地域のシンボリックな存在で地域住民に親しまれているもの

- ・地域の祭事や行事等に関するもの
- ・地域の伝承やいわれ等に関するもの
- ・地域の人々が共通の感情を共有できるもの

⇒地域性を考慮

(3) 表象性・・・地域の自然、歴史、生活、産業の特徴が顕著に現れたもの

- ・大垣の、自然・歴史・生活・産業の特徴＝大垣らしさ、を何らかの形で認めることができるもの

⇒大垣らしさを考慮

(4) 規範性・・・地域の良好な景観形成の規範となるもの

- ・地域の景観形成において有効なもの
- ・造形の規範が認められるもの
- ・他の基準が再現されているもの
- ・公的機関や著名な審査等により表彰されたことがあるもの
- ・新しい良好な景観を創りだしているもの

⇒これが他にたくさんあったら良いと思えること

(5) 親和性・・・広く人々に心地よさや潤い、なごみを感じさせるもの

- ・多数の人が訪れるところであること
- ・子供や高齢者から評価の高いもの
- ・ふるさと大垣の原風景として考えられるもの
- ・各種アンケートや統計等で評価の高いもの
- ・水やみどり等自然にあふれたもの
- ・生活や習慣等と一体となったもの

⇒落ち着く、癒されると感じられること

3. 選考基準

現地調査の委員評価により、①「指定候補物件」、②「除外候補物件」、③「保留物件」、④「それ以外の検討物件」に分類して、その分類ごとに選考する。

- (1) ◎と群Aを景観遺産として適当とみなし、◎、群Aが3つ以上あれば景観遺産として指定の方向で検討する。
- (2) 除外が3つ以上の物件については、除外の方向で検討する。
- (3) 保留が3つ以上の物件については、保留の理由を確認し検討する。
- (4) 上記(1)～(3)以外の物件について検討する。

該 当(◎) 景観遺産としてふさわしいと考えられる物件

遺産群A(群A) 景観遺産としてふさわしいと考えられるが、さらに群として取り扱うことにより、その価値が増す物件

遺産群B(群B) 単体では景観遺産として物足りないが、群として取り扱うことにより、景観遺産としてふさわしいと考えられる物件

除 外(×) 景観遺産としては除外することが適当と考えられる物件

保 留(△) 現地確認後、他物件との比較等により判断したい物件

4. 詳細基準

(1) 景観遺産

- ① ◎と群Aの合計が4つ以上 ⇒ 景観遺産に指定
- ② ◎と群Aの合計が3つ ⇒ 景観遺産に指定の方向で審議
- ③ ◎と群Aの合計が2つ ⇒ 単体、群の両面から審議
- ④ 群Bが3つ以上 ⇒ 群としての取り扱いを審議
- ⑤ 保留が3つ以上 ⇒ 保留の理由を確認のうえ審議
- ⑥ 除外が4つ以上 ⇒ 除外
- ⑦ 除外が3つ以上 ⇒ 除外の方向で審議
- ⑧ 上記①～⑦以外 ⇒ 内容を確認のうえ除外

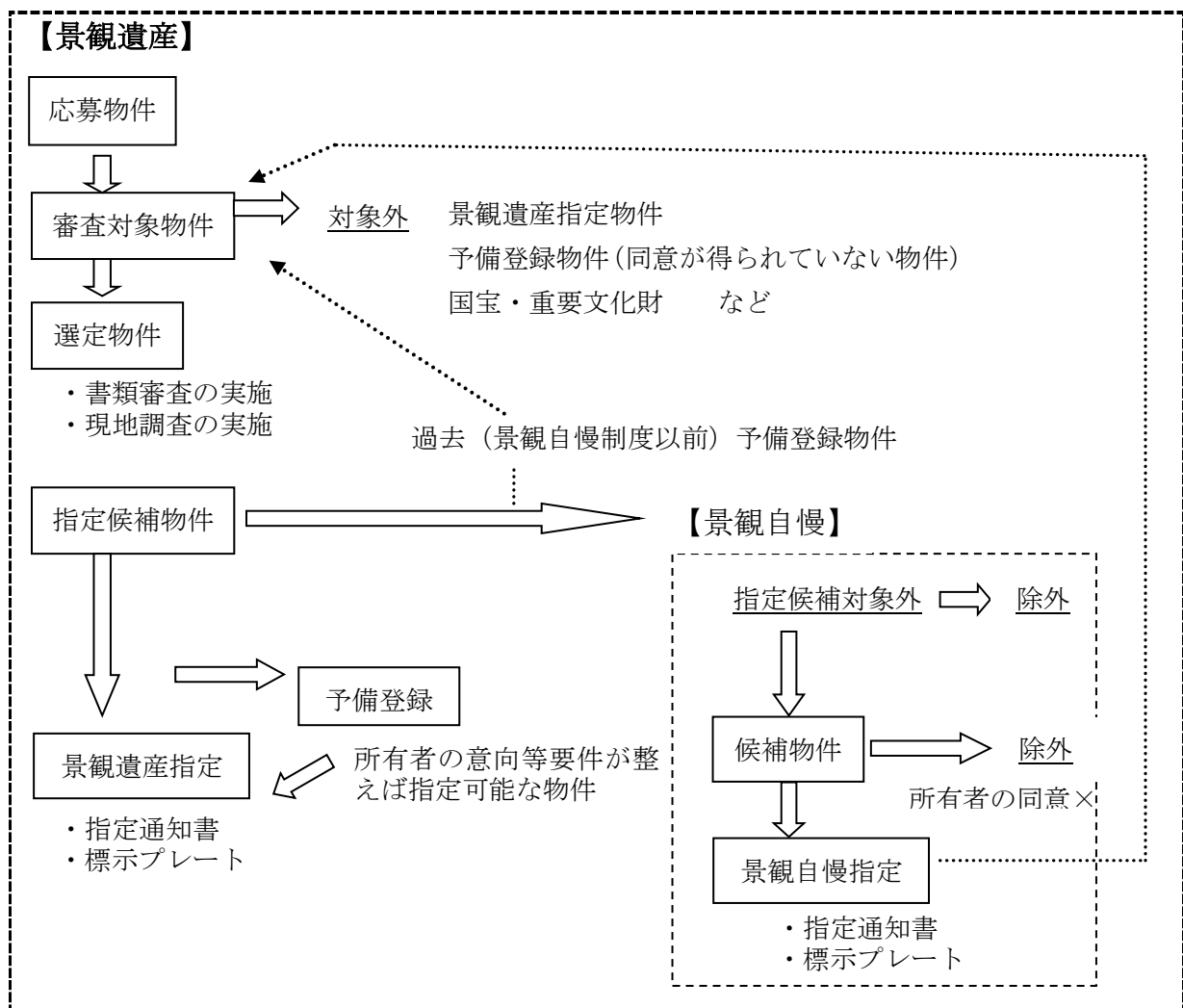
(2) 景観自慢

(1) の景観遺産に指定されなかった物件のうち

- ① ◎と群Aの合計が3つ以上 ⇒ 景観自慢に指定
- ② ◎と群Aの合計が2つ ⇒ 景観自慢に指定の方向で審議
- ③ 群Bが3つ以上 ⇒ 群としての取り扱いを審議
- ④ 保留が3つ以上 ⇒ 保留の理由を確認のうえ審議
- ⑤ 上記①～④以外 ⇒ 内容を確認のうえ審議

※景観自慢の選考においては、「郷土性（シンボリックな存在で地域住民に親しまれているもの）」を重視し、地域性（ローカルで限定的なものを含む。）や将来性（景観遺産への移行が期待されるもの）を考慮する。

5. 指定の流れ



都 第 157号
令和2年8月6日

大垣市景観遺産審議会
会長 溝口 正人 様

大垣市長 小 川 敏



大垣市景観遺産及び大垣市景観自慢の指定について（諮問）

大垣市景観遺産及び大垣市景観自慢を指定するにあたり、次のとおり
公募等による候補物件を選定したので、大垣市景観条例施行規則（平成
21年規則第12号）第38条の規定に基づき、貴審議会の意見を求め
ます。

（候補物件）

No.	名 称	所 在 地
1		
2		
3		
4		
5		
6		